

ひょうご de 就農 令和8年度版

新しく農業を始めたいあなたに...



ひょうご就農支援センター（公益社団法人ひょうご農林機構内） / 兵庫県

相談する・体験する・始める

兵庫で農業

ひょうご就農支援センター

「ひょうご就農支援センター」とは

就農の悩みは千差万別。だから、私たちの存在意義がある。

農業に夢を抱く人、体力には自信がある人、作れば買い手が決まっている人、農業ならやっていると自信がある人。様々な想いを抱いて、10年間で約1万人が門をたたいてきた。

「猛暑で体調を崩した」「農機具を壊してしまった」

就農に必要なのは栽培技術だけではない。健康管理、農機具の扱い方、農地や販売先も見つけないといけない。

支援制度はたくさんある。そのレールを同じように歩んだが、順調に営農を続ける人、就農をあきらめた人、何が違ったのか？ 理由は一様ではない。

だから、就農支援センターがある。適性があるか、環境が整っているか、不足しているものはないか、まずはヒアリングに時間を割く。次にインターンシップを活用した農業体験へとつなげていく。

まずはあなたの相談を聞かせてください。

農業をはじめのスタート台に立つ。就農支援センターは、そのお手伝いをさせていただきます。

ひょうご就農支援センター
センター長 椿原 健右



ひょうご de 就農 令和8年度版
新しく農業を始めたいあなたに・・・

目次

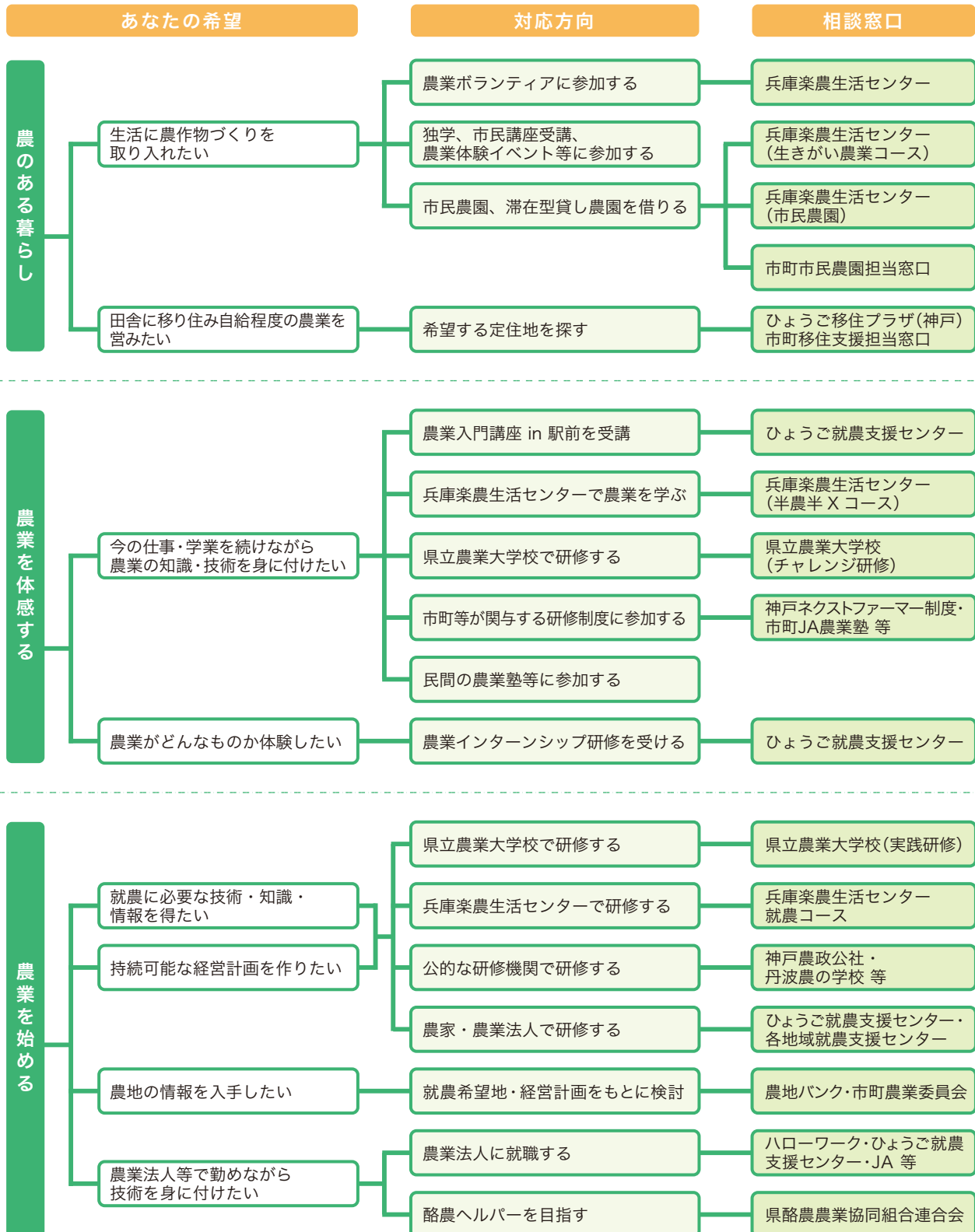
I	農業を始める	1
	1 就農イメージと対応方向	
	2 新規就農のために必要な資産・資質	
II	技術やノウハウを習得	4
	1 (公社)ひょうご農林機構	
	2 兵庫県立農業大学校	
III	自己資金の確認	10
	1 自己資金の必要性	
	2 必要な自己資金の目安	
IV	農業経営に要する費用	13
	1 農業の経費	
	2 農業経営では費用は先出し、収入は最後	
	3 就農のために重要な条件と経営開始に必要な初期投資	
	4 運転資金は極力借りないこと	
V	農地の取得・貸借(権利設定)	16
	1 農地法第3条	
	2 農地中間管理事業による農地の転貸	
	3 地域計画	
	4 その他	
VI	資金の確保	19
	1 就農準備資金・経営開始資金(R4～)(旧 農業次世代人材投資資金(～R3))	
	2 青年等就農資金(無利子)[窓口]JA、日本政策金融公庫等	
	3 その他の主な資金	
	4 補助事業等の活用	
VII	青年等就農計画	22
	1 認定新規就農者制度について	
	2 青年等就農計画(就農計画)	
	3 様式はどこで入手する?	
	4 就農計画はどこに提出する?	
VIII	農業経営シミュレーション	24
IX	就農に向けた「心構え」チェックシート	25
X	就農までの研修・支援策	26
	農業改良普及センター(地域就農支援センター事務局)	27
	関係機関	28

I

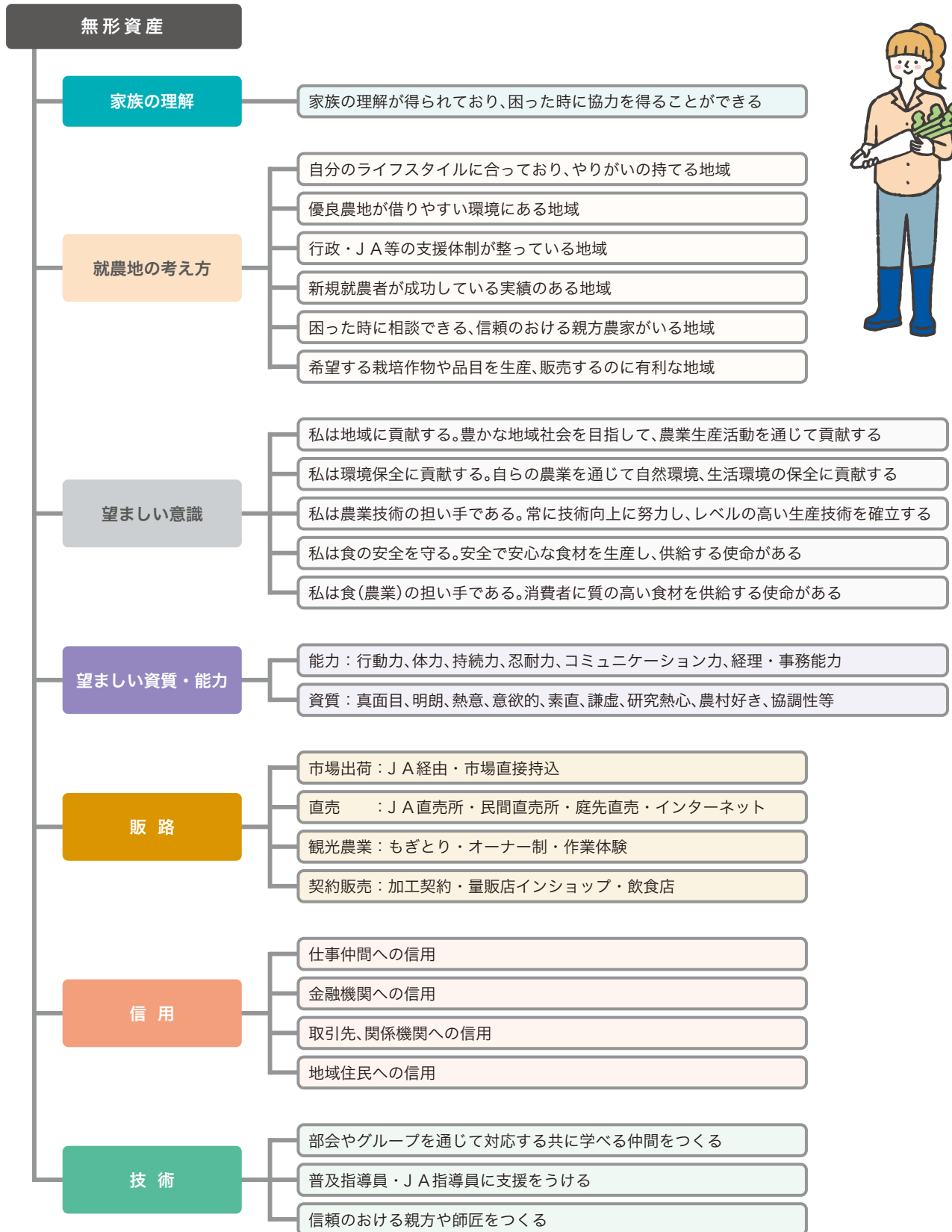
農業を始める



1 就農イメージと対応方向



2 新規就農のために必要な資産・資質



有形資産

住宅

- 賃貸住宅：農地に近い・二重生活・家賃必要
- 持家：農地との距離・家族同居

農地の条件

- 経営に必要な面積
- 周辺の栽培状況
- 過去の作付状況
- ほ場面積、形状、傾斜、法面等の状況
- 農業用水の利用可能性・条件
- 排水性・地力等の土壌条件
- 雑草・獣害等
- 日当たり・風当り等の環境条件
- 電力の導入可能性
- 進入路・交通アクセス等利便性
- 規模拡大の可能性
- 自作地：祖父母・両親・兄弟等との権利関係を整理
- 借入地：地域計画への登録・借り受け可能期間・作付作物・賃料・購入条件

機械・施設

- 経営に応じた適正規模・能力
- 保管場所
- 新調・中古の検討
- 借入・共有の検討
- メンテナンス能力の向上

資金

- 手持ち現金
 - 家族構成に応じた生活資金
 - 開業時資金・運転資金
- 借入金(公的資金・金融機関・家族等からの借入)
 - 借入要件(担保・年齢・認定新規就農者等)
 - 利息、返済期間、据置期間等返済条件
 - 投資対象施設・機械の内容
- 補助金・助成金
 - 受給要件



II 技術やノウハウを習得



1 (公社) ひょうご農林機構

(1) 農業インターンシップ研修

農業という職業が自分のイメージと合っているか、農業に適性があるかなどを、体験を通じて確認する研修です。

【体験期間】

短期 1～5日・中期 6～15日（体験日は受入先と調整）

【募集人数】

100人程度（先着順）

【受入農家】

400人程度

兵庫県内各地域の優れた指導農家や農業法人

【申込先】

ひょうご就農支援センター

または

農業改良普及センター

【申込手順】

ひょうご就農支援センター

① 就農相談カードの入力 ② 面談 ③ マッチング ④ 申込

農業改良普及センター 各普及センターにお問い合わせください。

※研修中はひょうご就農支援センターが保険料を負担して傷害保険に入ります。

※研修中に日誌を作成し、研修後に提出いただきます。



こんなメリットが
あります

- 農業へのイメージがつかめます。
- 就農へのヒントが得られ、就農に至るみちすじが理解できます。
- 親方農家を通じて、人脈づくりにつながります。



(2) 農業入門コース in 駅前

就農に関心のあるサラリーマン等を対象に、農業の基礎を学べる講座

6日コース、年4回

【講座内容】

- 日本の食料と農業の未来
- 農業基礎知識
- 土づくりについて
- 農業と経営について
- 栽培の基礎
- 主な野菜の栽培 など



	第1期（火曜日夜間）	第2期（火曜日夜間）
開催日	5/14（木）、5/19、5/26 6/2、6/9、6/13（土）	7/9（木）、7/14、7/21 7/28、8/4、8/8（土）
時間	18:45～20:45	
場所	兵庫県学校厚生会館（最寄り駅 JR元町駅）	
募集人数	25人	25人
受講料	7,000円	

	第3期（土曜日昼間）	第4期（土曜日昼間）
開催日	8/29、9/5、9/12 9/19、9/26、10/3	10/31、11/7、11/14 11/28、12/5、12/12
時間	13:00～17:00	
場所	ウィズあかし（最寄り駅 JR明石駅）	兵庫県学校厚生会館（最寄り駅 JR元町駅）
募集人数	25人	25人
受講料	7,000円	

※各期とも最終日は、兵庫楽農生活センター（神戸市西区）[13:00～16:30]で行います。

※募集期間はひょうご就農支援センターホームページでお知らせします。



受講生の声

農業についての基礎が学べた。
家庭菜園から始めます！

就農コースに進み、
本格就農を目指します！

申込み方法

- ひょうご就農支援センターのホームページから入力
- 「講座申込書」の郵送

問い合わせ先

(公社) ひょうご農林機構 ひょうご就農支援センター

■ 〒650-0011

神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階

■ TEL 078-391-1222 ■ FAX 078-391-8755

■ <https://www.hyogo-shunou.jp/>



(3) ひょうご楽農生活センター

農作物の生産を生きがいとしたい人や仕事にしたい人（就農）に加え、農作物の自給等と他の仕事を組み合わせた生活スタイルを実現したい人向けの半農半Xコースを新設し、その目的に応じた知識や技術を習得できる仕組みを有する研修機関です。

	名称	事業概要
1	生きがい農業コース 募集時期 2月、6月 	生きがいとして農業を楽しみたい方を対象に、野菜栽培等の基本を座学で学びながら、約40㎡の畑で野菜栽培が実践できる約半年間の研修 ・研修期間：〈春夏野菜〉4月上旬～8月下旬 〈秋冬野菜〉9月上旬～3月上旬 ・研修内容：野菜栽培に必要な基礎知識の講義(月2回程度)、野菜栽培実習 ・受講料：35,000円 ・募集定員：30名 ・区画面積：40㎡/人
2	半農半Xコース 募集時期 1月 	新しい生活スタイルである半農半Xといった農業と他の仕事を組み合わせた働き方を目指す方（地域農業を支える多様な担い手）を対象に露地野菜を基本に水稻、施設野菜、果樹コースを組み合わせた栽培技術、農業機械、農業経営などを習得できる研修 ・研修期間：4月から翌年3月（1年間） ・研修内容：生産から販売までの一貫した技術の習得 ・受講料：100,000円 ・募集定員：30名（各コース10名）
3	就農コース 募集時期 4月 	本格的な農業経営をめざす方を対象に、総合的な農業知識や栽培技術、経営管理を習得する1年間の実践的な研修 ・研修期間：8月上旬～翌年8月31日 (販売する野菜の栽培管理等のため、ほぼ毎日来校が必要です。) ・募集期間：4月1日～4月30日 応募者の人数等に関わらず、書類選考の上事前に個別面接を行い、その結果に基づき受講生を決定します。 ・研修内容：就農に必要な総合的な知識の講義(月6回程度)、野菜栽培・販売実習 ・受講料：180,000円 研修中の野菜栽培にかかる生産資材費等（種苗、肥料、農薬、諸材料、電力・灯油等）が必要となります（30～100万円程度）。 ・募集定員：25名 〔① いちご高設栽培コース4名 ② 果菜類周年栽培コース8名〕 〔③ 無加温施設栽培コース8名 ④ 有機栽培コース5名 〕 ・区画面積：ビニールハウス1棟（約120～250㎡）、露地（約200㎡）
4	有機農業塾 募集時期 1月 	有機農業に関心ある方を対象に、有機農業の理論や実習による栽培技術を学ぶ研修 ・研修期間：4月～翌年1月 [月1回 全10回] ・研修内容：有機農業の理念等基礎知識の講義と野菜栽培実習 ・受講料：20,000円 ・定員：70名

問い合わせ先

(公社) ひょうご農林機構 兵庫楽農生活センター 楽農学校課

- 〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30-17
- TEL 078-965-2047 ■ FAX 078-965-2659
- <https://hyogo-rakunou.com/>



2 兵庫県立農業大学校

(1) 新規就農者チャレンジ研修（令和7年度実績） 令和8年度はホームページでご確認ください

新規就農を目指している、転職のための学び直し、農業法人に就職したい方などのために、就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶ研修を行います。（定員40名）

	研修の名称	研修の概要	日程 (募集期間)
1	農業経営基礎研修 (講義・実習)	農業経営の特色や農業簿記の基礎について講義とパソコンを使った簿記の実習を行います。	6月12日(木) 10:00~16:00 (5月12日~6月8日)
2	野菜(葉物根菜類)研修 (講義)	就農計画を実践するため、主な野菜(葉物根菜類)の栽培特性や管理のポイントについて研修します。	7月10日(木) 13:30~16:00 (6月10日~7月6日)
3	環境創造型農業研修 (講義)	有機農業を含む環境創造型農業を実践するための基礎知識や考え方について、実践者の講話を交えて研修を行います。	8月7日(木) 13:30~16:00 (7月7日~8月3日)
4	農業機械研修 (講義・実習)	就農計画を実践するため、農機具の安全使用とメンテナンス、操作方法等の講義と実習を行います。 <u>(定員30名)</u>	9月11日(木) 10:00~16:00 (8月11日~9月7日)
5	病虫害防除と農薬の 適正使用研修 (講義)	就農計画を実践するため主な野菜の病虫害の発生要因や防除のポイント、農薬の適正使用などの研修を行います。	10月9日(木) 13:30~16:00 (9月9日~10月5日)
6	土壌肥料研修 (講義)	就農計画を実践するため、土づくりの必要性や作物の栄養生理に合った施肥方法などの研修を行います。	12月11日(木) 13:30~16:00 (11月11日~12月7日)
7	野菜(果菜類)研修 (講義)	就農計画を実践するため、主な野菜(果菜類)の栽培特性や管理のポイントについて研修します。	1月22日(木) 13:30~16:00 (12月22日~1月18日)
8	就農準備研修 (講義)	先輩就農者の就農準備から経営確立までの事例発表などにより、早期経営確立するための就農準備について研修します。	2月5日(木) 13:30~16:00 (1月5日~2月1日)
9	水稻栽培研修 (講義)	就農計画を実践するため、水稻栽培の基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。	2月16日(月) 13:30~16:00 (1月16日~2月12日)

申し込み先

兵庫県立農業大学校

■ <https://noudai.hyogo-nourinsuisangc.jp/>



(2) 農業実践研修（令和7年度実績）

1 研修期間

令和7年9月1日（月曜日）～ 令和8年8月31日（月曜日）[1年間]

2 研修生の要件

- (1) 本県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳未満の者
- (2) 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ野菜又は花き栽培での就農プランを持つ者
- (3) 一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営（所得）を目指す意欲と実行力を有する者

3 研修方法

- (1) 研修生自ら栽培計画を作成し、パイプハウス2棟（約500平方メートル）を利用し、計画に基づき野菜・花きの栽培から販売までの農業を実践する。
- (2) 生産物は研修生に帰属し、自ら販路開拓を行い、販売戦略、経営管理などの農業経営の実践力を高める。
- (3) 栽培、労務、販売、経費などの記録と結果の検討を行い、就農計画を樹立する。
- (4) ICT技術などを活用し、先進的な農業を実践している農業者の講義や現地指導などによる支援とともに、就農に向けた定期的な進捗報告会を経て、研修終了後の円滑な就農につなげる。

4 研修経費

種苗、農薬、肥料、その他資材等の購入費、暖房機等に係る燃料費、通信費（ICT対応ハウス使用のみ）、出荷・販売費等の費用は研修生が負担する。パイプハウスの使用料や機械等にかかる光熱水費（暖房機等の燃料費を除く）は無償である。

5 応募方法

本校ホームページからダウンロードした受講申込書に記入し、返信用封筒を同封の上、農業大学校研修課まで郵送にて申込みください。

- (1) 募集期間：令和7年5月1日（木曜日）～ 6月2日（月曜日）
- (2) 募集定員：10名程度（但し、聴講生5名程度（※）を含む）
＜※聴講生は、研修生の応募要件を概ね満たし、研修期間通じて月1～2回程度受講する者＞

6 その他

- (1) 研修生の就農状況
平成7年から令和5年度までに103名が当研修を受講（うち79名が就農；就農率77%）。
- (2) 研修施設について
就農準備資金の対象研修施設
園芸ハウス10棟（ICT対応、高設、養液、土耕）
- (3) 宿泊施設の利用
農業大学校研修宿泊棟で宿泊が可能。

7 問い合わせ先

兵庫県立農業大学校 研修課（兵庫県立農林水産技術総合センター内）
〒679-0104 加西市常吉町1256-4
電話：(0790) 47-2445 FAX：(0790) 47-1772

(3) 有機農業アカデミー（県立農業大学校有機農業課程）（令和8年4月開講）

1	概要	<p>「経営として成り立つ有機農業」を担う人材の育成を目的に、実践的なカリキュラムに沿って、栽培・経営・流通・販売に関する知識と技術を体系的に学ぶ。 令和8年4月開講</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>名称：兵庫県立農業大学校 有機農業課程 設置場所：県立農林水産技術総合センター内（加西市別府町） 施設：教育棟、農機格納庫、土づくり資材保管庫 実習ほ場：露地10区画（約200㎡/区画）、 ビニールハウス10棟（約250㎡/棟）</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>教育棟</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ビニールハウス</p> </div> </div>
2	出願資格	<p>高等学校卒業以上の学力があり、有機農業に関心が高く、基礎的な農業技術・知識を有しているもの（年齢上限は設けない）</p>
3	募集人員	10人
4	教育期間	1年（通学制） 平日 9:00～16:20
5	授業料等	入学金 5,650円 授業料 9,900円/月（年間118,800円）など
6	カリキュラムの特徴	<p>①実践的な栽培技術取得のために実習重視 学生による個別割当ほ場（露地ほ場・ビニールハウス）の管理と栽培実習を通じた1年間での有機農業技術習得を目的とする実践的カリキュラム</p> <p>②先進有機農家と連携した指導体制の構築 県内の先進有機農家と連携した講義・視察・農家派遣実習による実践的栽培技術の習得と、在学中からの先進農家および地域との関係構築を通じた、卒業後の円滑な就農・出荷のサポート</p> <p>③学生個々の就農計画に対応するオーダーメイド型実習 実習栽培品目について、全員が取り組む共通品目に加え、学生個々が就農後の経営を見据えて品目を選択できるオーダーメイド型実習</p> <p>④流通・販売事業者による実践的な販売関連の講義 売り先に応じた販売手法および消費者ニーズ等、実践的な有機農産物の流通・販売に関する知識の習得を目的とした、流通事業者等を講師として招聘する講義</p>
7	入学試験の概要	<p>入試日程：3回予定（前期（10月頃）、中期（12月頃）、後期（1月頃）） 試験科目：筆記試験（小論文）、面接試験 試験場所：兵庫県立農業大学校（加西市常吉町1256-4） ※入試に関する詳細は、5月頃に公表予定の募集要項にて案内します。</p>
8	問い合わせ先	<p>兵庫県立農業大学校（TEL 0790-47-2441） または、農業改良課（TEL 078-362-9210）</p>

Ⅲ 自己資金の確認



1 自己資金の必要性

新たに農業を始める場合には、農地や機械・施設の確保、初期の生産資材（種苗・肥料等）を購入する資金が必要となります。

農業は開始してから収入を得るまで時間がかかる上、就農当初は農業収入が不安定になる場合が多く、生活資金を補うために資金を蓄えておく必要があります。

また、会社員を退職して、就農した場合、退職後は健康保険が国民健康保険に切り替わることで費用負担が増えることや給与天引きされていた住民税を納付する必要があるなど、生活資金の負担も増えます。

そのため、自己資金の確認は必ず行います。

特に移住（転居）を伴う新規参入者の場合は、農業に必要な資金以外にも、移住に伴う資金もかかるため、準備する自己資金はより多くの金額が必要となります。

新規就農者を支援する国の就農準備資金や市町の支援制度もありますが、これらをすべて生活費用に使うような営農計画では、成り立ちません。農業経営を開始するにあたり、どれくらいの資金が必要で、どのように調達するかを精査する必要があります。

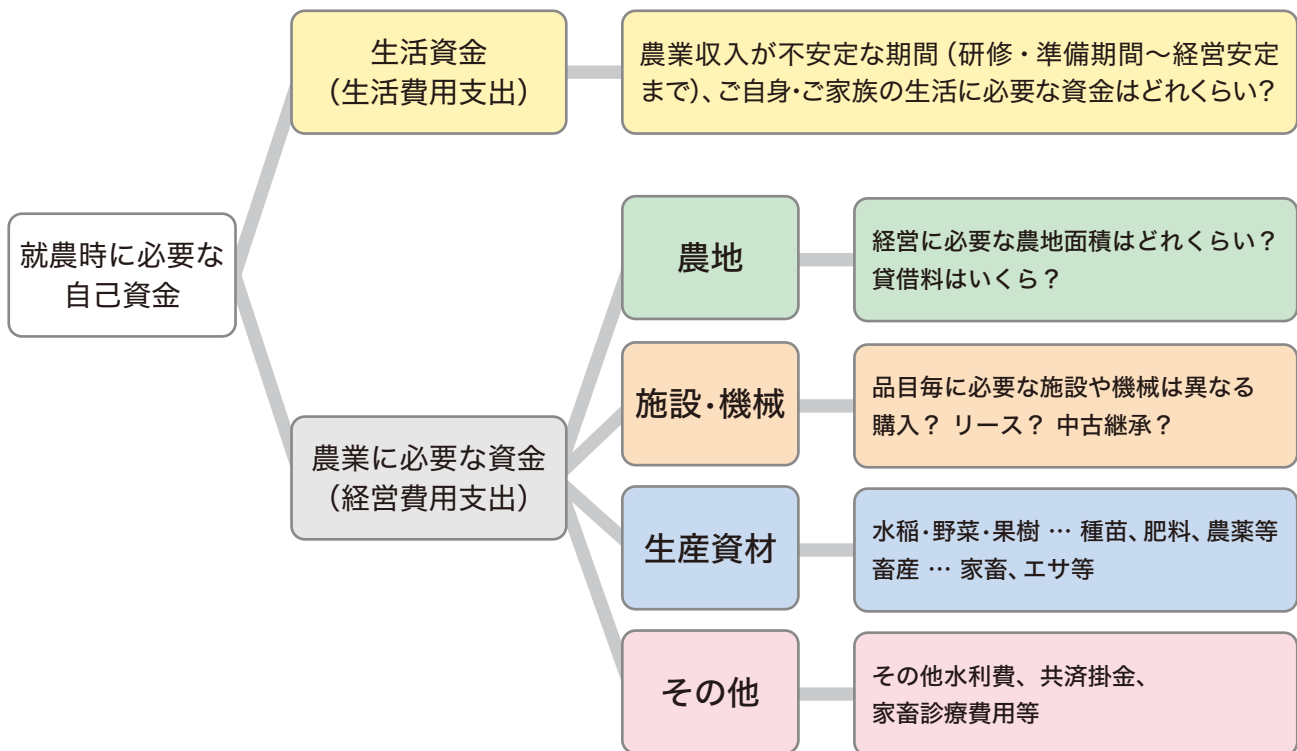


図 就農時に必要な自己資金の使用用途

2 必要な自己資金の目安

就農1年目に要した費用と自己資金の準備状況。

令和6年度の新規就農者の就農実態に関する調査結果では、就農1年目の営農面の費用は新規参入者全体の平均で、896万円で、そのうち機械・施設等への費用は670万円、必要経費が226万円となっています。

2024年度総務省家計調査年報では40歳未満2人以上の世帯の消費支出は月28万円、年額換算で336万円でした。

営農経費と生活費を足すと1年間に896万円+336万円=1232万円のお金が必要です。

これに対し、調査結果では営農面での自己資金は278万円で、618万円不足、また、生活面での自己資金は184万円でした。就農1年目の農産物売上高は354万円でした。(いずれも平均値)



参考 1

(1) 令和6年度新規就農者の就農実態に関する調査結果
(一般社団法人全国農業会議所全国新規就農相談センター)

就農1年目の費用と自己資金

単位:万円

	営農面													生活面自己資金			就農1年目農産物売上高			
	機械施設等 A			必要経費 B			費用合計 A+B			自己資金 C			差額 C-(A+B)							
	件数	平均	中央値	件数	平均	中央値	平均	中央値	件数	平均	中央値	平均	中央値	件数	平均	中央値	件数	平均	中央値	
集計対象全体	1,452	670	300	1,410	226	100	896	400	1,273	278	200	-619	-200	1,233	184	100	1,190	354	158	
経過年数	1・2年目	367	764	330	360	238	100	1,002	430	339	264	200	-738	-230	325	183	130	252	305	60
	3・4年目	288	674	300	280	235	100	908	400	260	310	200	-598	-200	255	200	120	253	317	170
	5年目以上	773	624	300	748	217	100	841	400	655	274	200	-567	-200	635	179	100	675	387	200
就農時年齢	29歳以下	191	700	300	186	270	100	970	400	168	230	100	-740	-300	167	112	100	148	436	200
	30~39歳	643	677	300	626	249	100	926	400	551	230	150	-697	-250	548	165	100	528	414	200
	40~49歳	490	674	300	473	200	100	874	400	439	296	200	-578	-200	419	210	150	404	308	151
	50~59歳	96	554	300	96	144	100	698	400	93	515	300	-183	-100	79	336	200	83	147	58
	60歳以上	24	341	200	23	85	50	427	250	20	457	180	31	-70	18	159	43	19	29	0
現在の販売金額	水稻・麦・雑穀類・豆類	90	662	300	86	222	100	884	400	79	280	150	-604	-250	70	131	100	78	352	156
	露地野菜	441	371	250	423	143	100	515	350	401	252	150	-263	-200	377	163	100	369	201	100
	施設野菜	463	996	500	451	274	200	1,270	700	397	293	200	-977	-500	397	207	150	368	523	400
	花き・花木	48	672	375	47	189	150	861	525	43	290	200	-571	-325	40	243	100	37	261	200
	果樹	284	418	200	283	153	100	571	300	251	267	200	-305	-100	247	185	100	239	200	100
	その他耕種作目	22	599	250	22	296	100	895	350	19	315	200	-579	-150	21	225	200	16	240	50
	酪農	20	2,760	2,000	17	1,956	1,500	4,716	3,500	12	858	300	-3,858	-3,200	17	224	200	18	2,878	2,700
	その他畜産	41	1,107	800	38	472	150	1,579	950	33	317	150	-1,262	-800	27	113	100	33	338	18
その他	23	245	200	24	122	50	367	250	24	157	50	-210	-200	23	170	100	21	136	50	

(2) 総務省「家計調査年報」/2024年 40歳未満2人以上の家庭

世帯主の年齢階級別消費支出額（二人以上の世帯）－2024年－

項目	平均	世帯主の年齢階級					(再掲)	
		40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	65歳以上	
世帯数分布（1万分比）	10,000	1,099	1,680	1,933	1,888	3,399	4,395	
世帯人員（人）	2.88	3.56	3.68	3.09	2.58	2.33	2.36	
世帯主の年齢（歳）	60.4	34.4	44.8	54.2	64.6	77.6	75.2	
持家率（％）	87.5	66.7	83.1	85.2	92.4	95.1	94.8	
消費支出（円）	300,243	280,451	331,134	356,946	311,392	252,781	265,898	



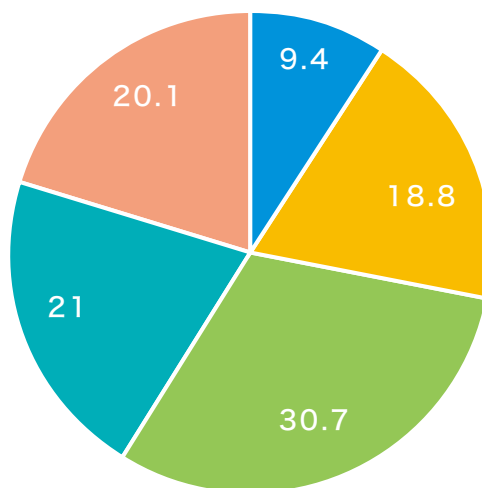
2

他業種を起業する場合の資金はいくらかかるか

日本政策金融公庫2024年度新規開業実態調査

開業費用の平均値は985万円、中央値は580万円であり、長期的にみると少額化の傾向

新規開業資金



- 2000万円以上
- 1000～2000万円
- 500～1000万円
- 250～500万円
- 250万円未満

IV

農業経営に要する費用



1 農業の経費

農業の経費には、種苗費や肥料費、飼料費など作物の栽培や家畜を飼うために必要な“変動費”と、ビニールハウスや倉庫、畜舎などの施設やトラクターなどの機械を取得するための“固定費”があります。

どちらも、その調達方法が定まっていなければ経営を開始することはできません。

2 農業経営では費用は先出し、収入は最後

先に記述した、“変動費”は売上高もしくは生産量の変動に比例して増減します。一方、売上高に比例せず一定の期間に発生する費用を“固定費”と言います。

これらの経費のうち“変動費”は経営を始めるとその支出が増え、収入は生産物を出荷・販売できて最後に手にすることができます。

経営開始から収入までの期間は、品目によって異なり、短いもので数ヶ月、長いものなら数年にもなります。

3 就農のために重要な条件と経営開始に必要な初期投資

経営を始めるには、人、モノ、金の3つが揃ってこそ初めて実践できます。具体的には、1) 農地の確保、2) 施設・機械の取得、3) 運転資金、4) 労働力の確保が必要です。

特に、一定の所得を得るには、露地栽培を主体とする場合は大面積の農地の確保が、ハウスなどの施設園芸の場合は、比較的小面積でも大きな設備投資が必要です。また、農地を持たない就農希望者が農業を始める場合は、地域の信頼が醸成されていないことが多く、借地するにも大面積の農地を借りることは難しい現状です。

以下に、いくつかの代表的な品目について初期投資の目安等を紹介します。

経営品目	主な資本装備	規模等	価格	計
施設いちご 高設栽培	ハウス・高設施設	1000㎡	3500万円	3750万円
	育苗施設	200㎡		
	栽培用機械（動噴等）		50万円	
	冷蔵庫	3.3㎡	100万円	
	車両	軽四輪	100万円	

経営品目	主な資本装備	規模等	価格	計
施設いちご 土耕栽培	ハウス・養液施設	1000㎡	2500万円	2900万円
	育苗用施設	200㎡		
	栽培用機械（トラクタ・動噴等）	中古	200万円	
	冷蔵庫	3.3㎡	100万円	
	車両	軽四輪	100万円	
施設トマト 養液土耕栽培	ハウス・養液施設	1000㎡	2500万円	2900万円
	栽培用機械（トラクタ・動噴等）	中古	200万円	
	冷蔵庫	3.3㎡	100万円	
	車両	軽四輪	100万円	
施設葉物野菜	ハウス	2000㎡	2400万円	3000万円
	栽培用機械（トラクタ・動噴等）	中古	350万円	
	冷蔵庫	6.6㎡	150万円	
	車両	軽四輪	100万円	
露地野菜	トラクタ	35PS	500万円	1600万円
	トラクタ	22PS・中古	200万円	
	栽培用機械 移植機・収穫機等		500万円	
	建設用機械	中古	200万円	
	車両2台	普通・軽	200万円	

※1 他に出荷調製用施設・電力・用水導入・トイレ等が必要

※2 初期投資金額の算出には、2015年～2023年までに各種事業で採択された施設および機械等の事業費を参考に記載

4 運転資金は極力借りないこと

前段で述べたように、“変動費”のうち生産に必要な肥料等の原材料や出荷・販売時に必要な経費を一般的に「運転資金」とも言いますが、これに当てるお金を手元に残しておかないと、次年度の生産を始めることができません。この運転資金を他から借入れるような状況では、経営は極めて厳しくなります（資金計画は関係機関にしっかり指導を受け策定することが重要）。

経営計画の中で、費用を正確に見積もり、自分の技量に見合った収入を試算し、安全に実行できてこそ農業経営が成立します。このことを十分に理解して就農を決断してください。



1 経営試算をしてみよう

ひょうご就農支援センターでは、新規就農の事例に見られる経営類型について、ホームページ内に簡易な『経営試算』ができるメニューを設けています。作目毎の面積規模と労働力を入力すると、経営に必要な支出と平均的な売上額から所得の見込み額（限界利益といいます）をシミュレーションすることができます。

ただし、このシミュレーションには、施設、機械等の固定経費は含まれていないので注意が必要です。

ひょうご就農支援センター・ホームページ内のURL

■ <https://www.hyogo-shunou.jp/simulation/simulation.html>

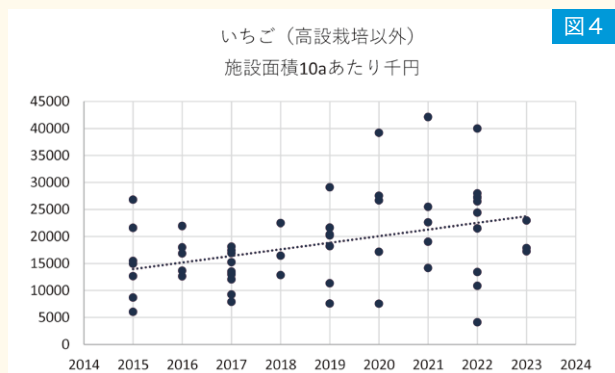
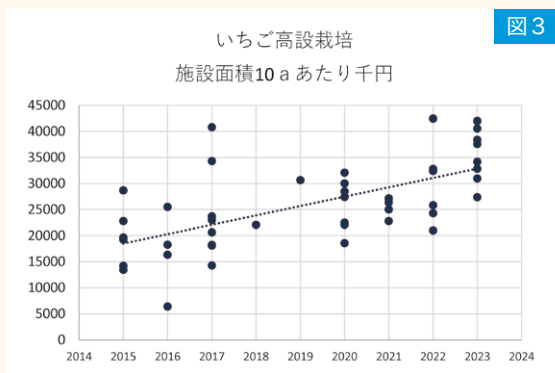
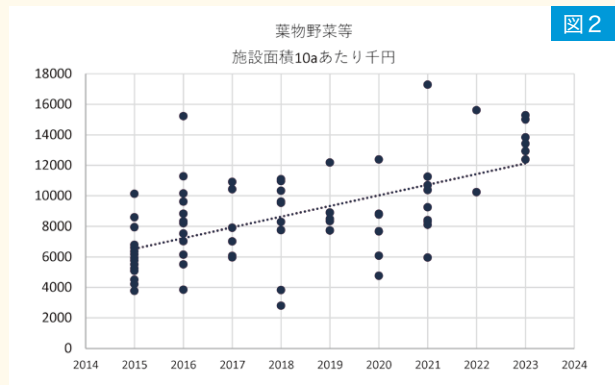
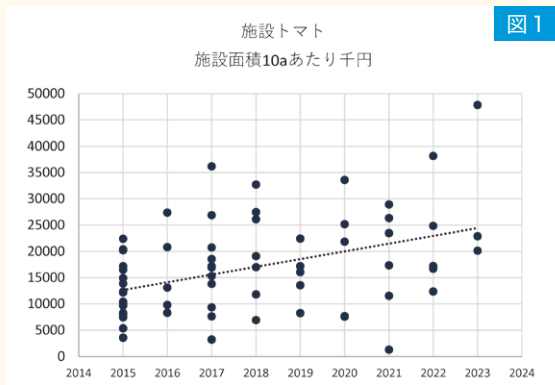


2 施設建設価格の変化

図1～4は認定新規就農者や認定農業者を対象とした農業施設貸与事業の事業費（農業用施設・付帯する機械等の導入）を2015年度（平成27年度）から2023年度（令和5年度）まで主な作物別に集計したグラフです。

なお面積の平均と集計件数は、トマト 8.9a (70件)、葉物野菜等 10.1a (72件)、高設いちご 15.1a (46件)、いちご（高設以外）9.1a (56件)でした。

年々事業費が増加していることと、同じ年度でも価格に幅があることがわかります。





新規参入者にとって、農地の確保は最もハードルの高い関門になります。

農地は宅地、原野と異なり、食料の安定供給確保のため、取得・貸借が自由にできません。

農業委員会の農地法3条許可を得て土地所有者から農地の取得や貸借することが基本ですが、農地中間管理事業を行っている公益社団法人ひょうご農林機構から農地の転貸を受け、耕作するという方法もあります。ただし、この制度を利用するためには、原則として農業の担い手として地域計画（目標地図）に位置付けられている必要があります。

1 農地法第3条

農地の取得（売買、贈与）や賃貸等を行う場合は、農地法第3条に基づく各市町の農業委員会の許可が必要です。

農地法の3条許可要件は次のとおりです。

農地法3条の許可には、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 農地のすべてを効率的に利用して耕作すること（全部効率的利用要件）
- ② 個人の場合は農作業に本人・世帯員が常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 法人の場合は、農地所有適格法人であること（農地所有適格法人条件）
- ④ 周辺の農地利用と調和した農業を行うこと（地域調和要件）
（地域計画の実現の支障にならないこと）

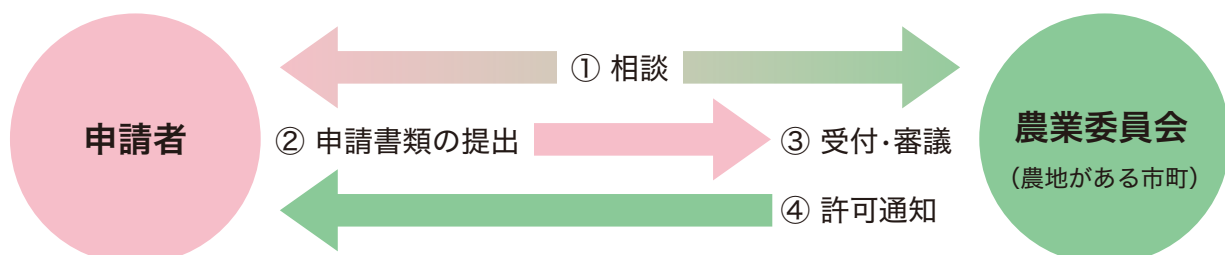
なお、上記の許可要件のうち②③の要件に替えて、上記の①④のほかに下記要件全部を満たせば、賃貸借、使用貸借の設定ができます（解除条件付き貸借）。

- (1) 農地が適正利用されない場合は農業委員会への届け出で解除できる契約書
- (2) 地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的に農業経営すること
- (3) 法人の場合、業務執行役員等のうち1名以上が農業に常時従事すること（農地所有適格法人要件を満たす必要はありません。）

問い合わせ先

対象農地のある各市町の農業委員会

農地法第3条による権利（所有権・貸借権）の移動・設定の許可手続きの流れ



2 農地中間管理事業による農地の転貸

農地の使用貸借・賃貸借については、農地を担い手に集積・集約する観点から、農地中間管理機構の農地中間管理権を活用した制度へ誘導するよう国の制度が改正され、「地域計画」に記載された担い手に農地を集中する施策が講じられることに留意が必要です。

問い合わせ先

公益社団法人 ひょうご農林機構農地対策部農地活用課

■ TEL 078-361-8114

神戸農地管理事務所 農政振興課（神戸農林振興事務所内）

■ 神戸市長田区浪松町3-2-5 ■ TEL 078-742-8325

阪神農地管理事務所 農政振興課（阪神農林振興事務所内）

■ 三田市天神1-10-14 ■ TEL 079-562-8846

加古川農地管理事務所 農政振興課（加古川農林水産振興事務所内）

■ 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 ■ TEL 079-421-9159

加東農地管理事務所 農政振興課（加東農林振興事務所内）

■ 加東市社字西柿1075-2 ■ TEL 0795-42-9421

姫路農地管理事務所 農政振興課（姫路農林水産振興事務所内）

■ 姫路市北条1-98 ■ TEL 079-281-9396

光都農地管理事務所 農政振興課（光都農林振興事務所内）

■ 赤穂郡上郡町光都2-25 ■ TEL 0791-58-2194

豊岡農地管理事務所 農政振興課（豊岡農林水産振興事務所内）

■ 豊岡市幸町7-11 ■ TEL 0796-26-3697

朝来農地管理事務所 農政振興課（朝来農林振興事務所内）

■ 朝来市和田山町東谷213-96 ■ TEL 079-672-6878

丹波農地管理事務所 農政振興課（丹波農林振興事務所内）

■ 丹波市柏原町柏原688 ■ TEL 0795-73-3791

洲本農地管理事務所 農政振興課（洲本農林水産振興事務所内）

■ 洲本市塩屋2-4-5 ■ TEL 0799-26-2083



3 地域計画

1 「地域計画」策定の趣旨・目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を
確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、

「**将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか**」、

「**地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか**」

について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民
 等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって**地域の課題について**
話し合い、将来の農地利用の姿を明確化し、実現を目指します。

なぜ今、地域計画？

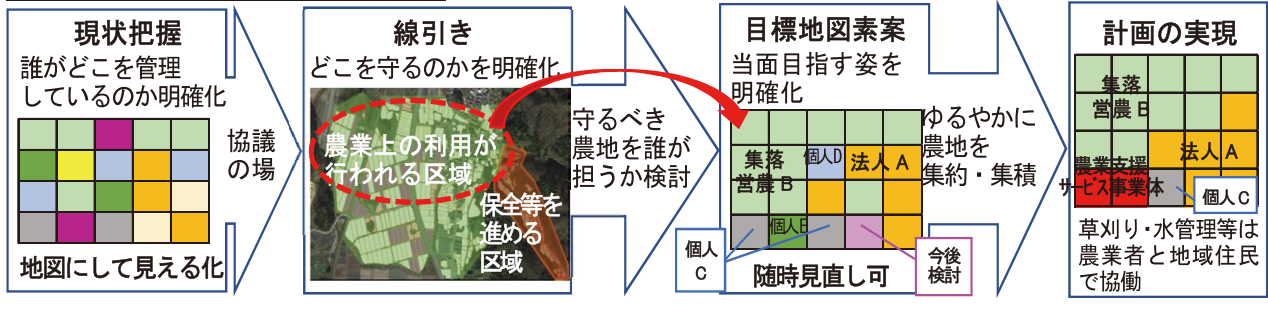
2025年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢社会が訪れようとしています。

将来のことを考えて、農地を守る方々の次の後継者を決めておくことが必要となります。



農業者だけでは
 農村環境を
 守りきれません
 地域の方々に
 SOSを！

2 「地域計画」策定・実現の流れ



問い合わせ先

農地のある市町の産業（農業）振興課

4 その他

相続税納税猶予を受けている農地や生産緑地内農地を借りると、ケースによって土地所有者にペナルティーがあるので、農地のある市町農業委員会と必ず相談し、慎重に手続する必要があります。

VI 資金の確保



1 就農準備資金・経営開始資金 (R4～) (旧 農業次世代人材投資資金 (～R3))

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（2年以内）および就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

(1) 就農準備資金（研修期間中）

ア 対象者

県立農業大学校等の県が認める農業経営者育成機関や先進農家、または、先進農業法人で研修を受ける場合、原則として50歳未満で独立就農、雇用就農または親元就農するなどの一定の要件を満たした方に対して交付します。

イ 内容

交付期間1年につき、年間最大165万円を最長2年間交付します。

【農業経営をしなかった者に対する罰則規定】

- ① 研修終了後1年以内に、独立自営の経営開始または農業法人等へ就農しなかった場合、および交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合は全額返還
- ② 研修終了後1年以内に親元就農する場合も対象となるが、5年以内に経営を継承しない場合または共同経営者にならない場合は全額返還
- ③ 独立自営を目指す者については、就農から5年以内に認定新規就農者または認定農業者にならない場合は全額返還

(2) 経営開始資金（独立・自営就農直後）

ア 対象者

原則として50歳未満で市町が作成する地域計画の目標地図または「人・農地プラン」の担い手に位置づけられている（または位置づけられると見込まれる）など一定の条件を満たした認定新規就農者に対して交付します。

イ 内容

経営開始後最大3年間、165万円を交付します。

【農業経営開始後の罰則規定】

- ① 市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り
- ② 原則として、前年世帯所得600万円以上ある場合は交付しない
- ③ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しない場合は返還



注意

各資金には返還や交付の打ち切りや資金交付時に世帯を別にする連帯保証人が必要なこと、前年世帯所得制限により、交付が受けられない場合があることなど、留意が必要です。交付機関にご確認ください。

問い合わせ先

- 1 就農準備資金（研修期間中）
兵庫県農林水産部農業経営課（担い手対策班）
■ TEL 078-341-7711（代表） ■ 内線 3952・3953
■ FAX 078-362-9394
■ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/nogyokeiei>
- 2 経営開始資金（独立・自営就農直後）
就農地の市町の農業振興部局に相談



2 青年等就農資金（無利子）[窓口] JA、日本政策金融公庫等

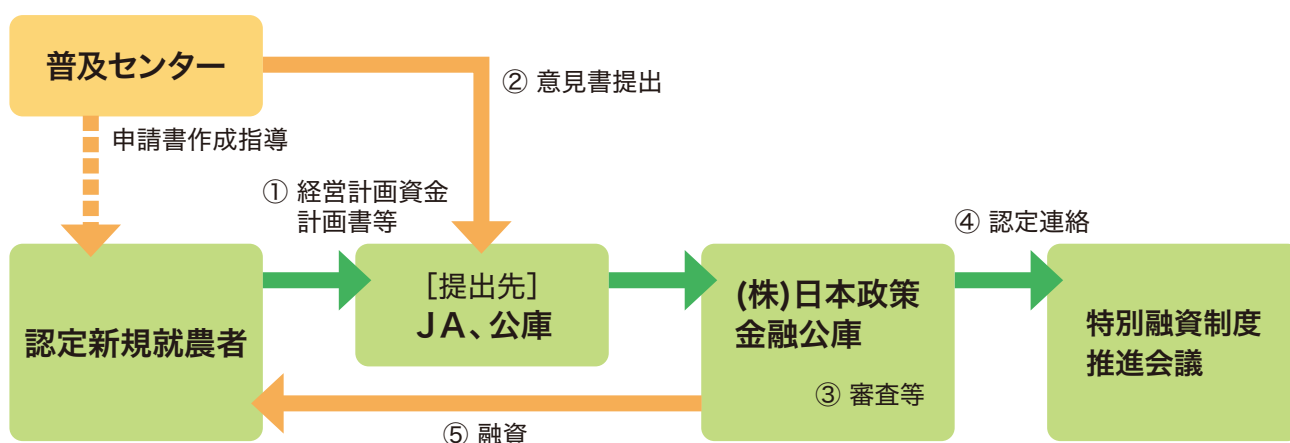
(1) 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者（認定新規就農者）。

(2) 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・施設・機械等の取得等（農地の取得は除く） ・長期運転資金
貸付限度額	3,700万円（特認1億円）
償還（据置）期間	17年以内（うち据置期間5年以内）
担保等	実質的な無担保・無保証

(3) 借入手続きの流れ



問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫 神戸支店（農林水産業）
■ TEL 078-362-8451

3 その他の主な資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
農業経営基盤 強化資金 (スーパーL資金)	日本政策 金融公庫	①農地 ②機械・施設 ③長期運転資金 等	認定農業者	個人：3億円 法人：10億円	25年以内 (10年以内)
農業近代化資金	農業協同 組合 ほか民間 金融機関	①機械・施設 ②長期運転資金 等	認定農業者 等の担い手	原則 個人：1,800万円 法人：2億円以内	7~20年以内 (2~7年)
美しい村づくり 資金	農業協同 組合	①施設の整備に 必要な資金 ②営農に必要な 運転資金 ③災害復旧にか かる運転・設 備資金	農業者 任意団体 法人等	個人：1,000万円以内 (災害復旧は500万円以内) 団体等：2,000万円以内 (災害資金は1,000万円以内)	5~15年以内 (1~2年)
アグリマイティー 資金	農業協同 組合	機械・施設・運転 資金等	農業者 任意団体 法人等	個人：5,000万円以内 法人・団体：1億円以内	17年以内 (3年以内) ※資金用途に より異なる

4 補助事業等の活用

農業関連では、国や県が様々な補助事業を提供しています。

就農や経営発展に向けた補助事業の詳細な情報は、国や県のホームページでご確認ください。

Ⅶ 青年等就農計画



1 認定新規就農者制度について

新たに農業を始める人が作成する青年等就農計画を市町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じるという国の制度です。

2 青年等就農計画（就農計画）

新たに農業を始める人が自ら、就農開始^{※1}から5カ年間の営農計画を示すものです。主な内容は、1) 経営の内容や農業従事の態様等に関する5年後の目標、2) 開始1年目から5年間の営農および作付け計画、3) 施設や機械等の投資計画や資金調達計画になります。（関係する法令；農業経営基盤強化促進法）

また、計画を作成することができる対象者は以下のとおりです。

- ① 原則18歳以上45歳未満の青年
- ② 効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する^{※2}中高年齢者（65歳未満）
- ③ 上記の者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人
- ④ 農業経営を開始してから5年以内の者（認定農業者を除く）

※1 就農開始日の基準 → 経営開始日は、以下のうち一番早い日とします。

- ア 農地の取得日（利用権設定した日含む）
- イ 主要な資産の取得日
- ウ 本人名義の取引開始日

※2 具体的には、過去に「農業または農業に関連する事業に3年以上従事した者」であって、申請者の経歴において担ってきた役割等を踏まえ、就農後に関連づけられるスキルを習得していると考えられること

3 様式はどこで入手する？

就農を予定している市町（農地等の所在地）に問い合わせ、所定の「青年等就農計画様式」を入手します。

また、計画の内容（所得目標や労働時間等）の裏付けとなる資料を求める市町もあるため、詳細は関係部署に尋ねてください。

参考

青年等就農計画認定申請書様式（農林水産省HP）

■ https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html#keikaku



4 就農計画はどこに提出する？

- (1) 就農を予定している市町の担当部署に提出します。
- (2) ただし、提出すれば必ず認定される訳ではなく、市町が主体となって関係機関で構成された審査会を開催し、その計画が適正かつ高い実現可能性が見込めるか等を厳正に審査されます。
- (3) 作成にあたって留意すること
 - ① 5年後に達成可能な目標であるか？
 - ② 目標とする所得に照らし、確実に利用が見込める農地面積の確保は十分か？
 - ③ 就農計画に見合った労働力は確保できているのか？
 - ④ 生産に必要な機械や施設はどのように調達するのか？
 - ⑤ 経営開始前、運転資金は確保できているか？
 - ⑥ 農業制度資金の借入希望の有無
 - ⑦ 1年間のキャッシュフロー（いつ収入や支出があるか）の具体的イメージができていないか？





農業を始める際に、この作物を行ったらどれくらい売上があがって、所得がどれくらい確保できるのか、今の労力ならどれくらいの面積までできるのかなど、経営シミュレーションを行うことができます。

しかし、シミュレーションを行う際に、作物毎のデータ（労働時間、収量、単価、経費など）の入手、複数の作物を組み合わせた計算など手間暇がかかります。

このようなことから、簡易な操作方法で経営指標データから収益性や必要労働時間を予測できるようにしています。

よくある相談内容

いちごで就農したいと考えています。就農は自分一人で就農予定です。手伝ってくれる方がいるといいとは思いますが、一人でも可能ですよね。いちごはお客さんから人気があるので、サラリーマン時代より、収入もいいと考えて転職します。

経営シミュレーション 計算結果

施設	品目・作型	面積	収量kg	kg単価	販売金額	直接経費	限界利益	労働時間	地域	出典
	イチゴ 高設	10 a	4,200kg	1,200円	5,040,000円	1,526,000円	3,514,000円	1,414時間	加西	○
	総合計	10 a	4,200kg		5,040,000円	1,526,000円	3,514,000円	1,414時間		

1人当たり1ヶ月の労働時間

施設	作品目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	イチゴ 高設	127時間	101時間	182時間	168時間	185時間	150時間	89時間	62時間	148時間	20時間	45時間	137時間

※1人当たり1ヶ月の労働時間が160時間を超過しており、パートや家族などによる労働力支援が必要です。

まずは労力ですが、労働時間の赤字の部分は一人では労力が不足する時期です。具体には収穫の最盛期です。1名とは言いませんが、支援者は必要ではないでしょうか。

次に販売金額504万円は、源泉徴収票の支払金額と比べて多いでしょうか。農業の場合、肥料、資材、光熱水費等の経費が必要です。さらに、施設の減価償却費は補助金活用後、150万円を計上します。すると、手元に残るのは……。

最終手元に残す所得額を増やす方法は、あなた次第です。

IX

就農に向けた「心構え」チェックシート (面談時)



記入者

令和 年 月 日 実施

確認者

		内容	備考
1	<input checked="" type="checkbox"/>	健康ですか、体力に自信がありますか。	
2	<input checked="" type="checkbox"/>	農業者は技術者でもあり、経営者でもあります。経営者（社長）の自覚はありますか。	
3	<input checked="" type="checkbox"/>	家族は就農に同意していますか。協力は得られますか。	
4	<input checked="" type="checkbox"/>	どのような農業経営が目標ですか。イメージを家族と共有していますか。	
5	<input checked="" type="checkbox"/>	田舎での暮らしには近所付き合いが必要です。他人との付き合いは苦になりませんか。	
6	<input checked="" type="checkbox"/>	収入がゼロでも、最低2年間の生活資金は確保できていますか。	
7	<input checked="" type="checkbox"/>	農業を始めるために用意できる自己資金はいくらですか。（ 万円）	
8	<input checked="" type="checkbox"/>	当センターHP「先輩の声」「農業法人ガイドブック」「経営試算」「一緒に汗流しませんか」で情報収集されましたか。	
9	<input checked="" type="checkbox"/>	実際の農業現場を見学・体験しましたか。	
10	<input checked="" type="checkbox"/>	どこで農業をするのか、意向は固まっていますか。	
11	<input checked="" type="checkbox"/>	どのような作物を作るのか、決まっていますか。	
12	<input checked="" type="checkbox"/>	栽培方法は検討しましたか。（露地、施設、有機栽培等）	
13	<input checked="" type="checkbox"/>	実際に就農までの準備項目・期間を理解していますか。	
14	<input checked="" type="checkbox"/>	就農までのスケジュールを作成されていますか。	
15	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅を確保するめどがたっていますか。	
16	<input checked="" type="checkbox"/>	免許・自家用車のめどがたっていますか。	

すべてチェックが入れば準備段階はクリアできていると判断できるでしょう。

ひょうご就農支援センター監修



活用段階	事業・制度名	内容	問い合わせ先
基礎研修・体験	農業入門講座 in 駅前	農業の基礎知識を学べる講座 (年4期×各6回)	就農支援センター
	農業インターンシップ研修	指導農家の下での就農体験 (1日~15日)	就農支援センター
	就農チャレンジ研修	就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶためのテーマ別講座 (年10講座×各1回)	農業大学校
本格研修	兵庫楽農生活センター「就農コース」	ビニールハウスと露地ほ場を利用した野菜の栽培実習(1年間)	楽農生活センター
	新規就農者等育成研修(実践研修)	研修生自らが栽培計画を作成し、ビニールハウス2棟での農作物の栽培実習(1年間)	農業大学校
	就農準備資金	研修期間中の研修生への資金助成(165万円/年×最長2年)	県農業経営課
就農	経営開始資金	新たに経営を開始する認定新規就農者への資金助成(最大165万円/年×最長3年)	各市町
	農業施設貸与事業	J A等が園芸施設等を整備し、認定新規就農者にリースして初期投資を軽減する取組を支援(上限2,500万円・補助率1/2)	各J A
	経営発展支援事業	新たに経営を開始する認定新規就農者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を支援(上限750万円・補助率3/4)	各市町
	新規就農者チャレンジ事業	早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む認定新規就農者(65歳未満)に対し、農業用機械・施設の導入等を支援(上限1,500万円・補助率3/10)	各市町
	ひょうごの農トライアル・担い手定着応援事業(新規就農者の育成・定着支援)	親方が、就農間もない新規就農者に指導助言を行う研修制度(1日~15日)	各農業改良普及センター
	農業後継者経営発展事業(親元新規就農者早期経営安定支援)	親元新規就農者の就農直後に必要な整備を支援(上限150万円・補助率1/2)	就農支援センター

問い合わせ先

詳細な要件、募集時期、応募方法等については、各事業の問い合わせ先にご確認ください。
ひょうご就農支援センターホームページにもこれら研修・支援策の情報を掲載しています。

ひょうご就農支援センター



農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）

- **神戸農業改良普及センター（神戸地域就農支援センター）**
〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30-19 TEL 078-965-2102
所管区域：神戸市
- **阪神農業改良普及センター（阪神地域就農支援センター）**
〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL 079-562-8861
所管区域：尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町
- **加古川農業改良普及センター（加古川地域就農支援センター）**
〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9165
所管区域：明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町
- **加西農業改良普及センター（北播磨地域就農支援センター）**
〒679-0103 加西市別府町西大谷甲2662 TEL 0790-47-1448
所管区域：西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町
- **姫路農業改良普及センター（姫路地域就農支援センター）**
〒670-0947 姫路市北条1-98 TEL 079-281-9335
所管区域：姫路市・市川町・福崎町・神河町
- **光都農業改良普及センター（光都地域就農支援センター）**
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2210
所管区域：相生市・赤穂市・上郡町・佐用町
- **龍野農業改良普及センター（揖宍地域就農支援センター）**
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 TEL 0791-63-5175
所管区域：たつの市・宍粟市・太子町
- **豊岡農業改良普及センター（豊岡地域就農支援センター）**
〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL 0796-26-3707
所管区域：豊岡市
- **新温泉農業改良普及センター（美方地域就農支援センター）**
〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4 TEL 0796-82-1161
所管区域：香美町・新温泉町
- **朝来農業改良普及センター（南但地域就農支援センター）**
〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL 079-672-6888
所管区域：養父市・朝来市
- **丹波農業改良普及センター（丹波地域就農支援センター）**
〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3805
所管区域：丹波篠山市・丹波市
- **南淡路農業改良普及センター（南淡路地域就農支援センター）**
〒656-0442 南あわじ市八木養宜中560-1 TEL 0799-42-0649
所管区域：洲本市・南あわじ市
- **北淡路農業改良普及センター（北淡路地域就農支援センター）**
〒656-2131 淡路市志筑1421-1 TEL 0799-62-0671
所管区域：淡路市

関係機関

〈農業全般〉

■ JA兵庫中央会（兵庫県農業協同組合中央会）（営農支援部）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1
TEL 078-333-5893 FAX 078-325-2140
<https://ja-grp-hyogo.or.jp/chuou/>

■ JA（農業協同組合）

県内には、14のJAがあり、各地にその支所や支店があります。JAは組合員のために農業資材、農畜産物の集荷・販売、営農指導、貯金の引き受け、融資、生命共済・建物共済等の幅広い事業を行っています。ほとんどの農家が組合員として加入し、農業経営や農村で生活する上で重要な役割を果たしています。

※JAの所在地等については、JA兵庫中央会におたずねください。

〈酪農〉

■ 兵庫県酪農農業協同組合

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和1058
TEL 078-976-5011 FAX 078-976-5012
<http://hyoraku.or.jp/farm>

〈定住全般〉

■ ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会

（事務局：兵庫県まちづくり部住宅政策課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3611 FAX 078-362-9458
<http://support.hyogo-jkc.or.jp/inaka/>

〈都会からの定住〉

■ ひょうご移住プラザ

（事務局：兵庫県企画部計画課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-360-9971
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk07/kamubakkuhyogo.html>

〈求人情報〉

■ ハローワーク

ハローワークの所在地および管轄は兵庫労働局のホームページでご確認ください。
https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

(公社)ひょうご農林機構
ひょうご就農支援センター

相談日 月曜日～金曜日（祝日除く）

就農支援センターのホームページの **相談予約** から
就農相談カードに記入の上、ご連絡ください。



場所

〒650-0011
神戸市中央区下山手通 4 丁目 15-3
兵庫県農業共済会館 3 階
TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755
HP <https://www.hyogo-syunou.jp/>

交通

JR 元町駅、阪神元町駅から徒歩 5 分
神戸市営地下鉄県庁前駅から徒歩 2 分



ひょうご就農支援センター
(公益社団法人ひょうご農林機構内)

兵庫県